

四半期報告書

(第50期第3四半期)

自 平成28年4月1日
至 平成28年6月30日

株式会社TKC

栃木県宇都宮市鶴田町1758番地

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	1

第2 事業の状況

1 事業等のリスク	2
2 経営上の重要な契約等	2
3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	2

第3 提出会社の状況

1 株式等の状況	
(1) 株式の総数等	8
(2) 新株予約権等の状況	8
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	8
(4) ライツプランの内容	8
(5) 発行済株式総数、資本金等の推移	8
(6) 大株主の状況	8
(7) 議決権の状況	9
2 役員の状況	9

第4 経理の状況

1 四半期連結財務諸表	
(1) 四半期連結貸借対照表	11
(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書	13
四半期連結損益計算書	13
四半期連結包括利益計算書	14
2 その他	18

第二部 提出会社の保証会社等の情報

[四半期レビュー報告書] [確認書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年8月12日
【四半期会計期間】	第50期第3四半期（自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日）
【会社名】	株式会社TKC
【英訳名】	TKC Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 角一幸
【本店の所在の場所】	栃木県宇都宮市鶴田町1758番地
【電話番号】	(028)648-2111
【事務連絡者氏名】	代表取締役 副社長執行役員 経営管理本部長 岩田仁
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区揚場町2番1号
【電話番号】	(03)3235-5511
【事務連絡者氏名】	代表取締役 副社長執行役員 経営管理本部長 岩田仁
【縦覧に供する場所】	株式会社TKC東京本社 (東京都新宿区揚場町2番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第49期 第3四半期連結 累計期間	第50期 第3四半期連結 累計期間	第49期
会計期間	自平成26年 10月1日 至平成27年 6月30日	自平成27年 10月1日 至平成28年 6月30日	自平成26年 10月1日 至平成27年 9月30日
売上高 (百万円)	41,194	43,702	54,928
経常利益 (百万円)	6,880	7,853	7,042
親会社株主に帰属する四半期 (当期) 純利益 (百万円)	3,955	4,959	4,011
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	4,932	3,934	4,149
純資産額 (百万円)	63,387	64,533	62,630
総資産額 (百万円)	74,676	77,434	76,836
1株当たり四半期(当期)純利益 益金額 (円)	149.10	186.78	151.18
潜在株式調整後1株当たり四半 期(当期)純利益金額 (円)	148.56	185.98	150.63
自己資本比率 (%)	82.9	81.3	79.6

回次	第49期 第3四半期連結 会計期間	第50期 第3四半期連結 会計期間
会計期間	自平成27年 4月1日 至平成27年 6月30日	自平成28年 4月1日 至平成28年 6月30日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	42.39	60.06

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には消費税等（消費税及び地方消費税をいう。以下同じ）は含まれておりません。

3. 「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）等を適用し、第1四半期連結累計期間より、「四半期(当期)純利益」を「親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益」としてお

2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

I 経営成績

株式会社T K C およびその連結子会社等5社を含む連結グループの当第3四半期連結累計期間（以下、当第3四半期）における経営成績は、売上高が43,702百万円（前年同四半期連結累計期間比（以下、前期比）6.1%増）、営業利益は7,698百万円（前期比15.0%増）、経常利益は7,853百万円（前期比14.1%増）、親会社株主に帰属する四半期純利益は4,959百万円（前期比25.4%増）となりました。

当第3四半期の売上高・営業利益・経常利益・親会社株主に帰属する四半期純利益は、前期実績を超える結果となりました。その主たる要因は、①前期に引き続き会計事務所事業および地方公共団体事業の両部門においてクラウドサービスの受注が順調に伸展したこと、②地方公共団体事業部門においてマイナンバー制度の開始に伴う情報セキュリティ一対策の強化（府内ネットワークのセキュリティ強化）に関する受注があったこと、③社内の経費節減努力など——が挙げられます。

当第3四半期における部門別の売上高等の推移は以下のとおりです。

1. 当社グループの当第3四半期業績の推移

(1) 会計事務所事業部門の売上高の推移

- ①会計事務所事業部門における売上高は29,900百万円（前期比4.0%増）、営業利益は5,807百万円（前期比17.0%増）の業績となりました。
- ②コンピューター・サービス売上高は、前期比3.3%増となりました。これは、中堅企業向け統合型会計情報システム「F X 4 クラウド」、およびマイナンバーの適切な管理を支援する「P Xまいポータル」などのクラウドサービスの利用数が伸展したことによるものです。
- ③ソフトウェア売上高は、前期比7.2%増となりました。これは、F X 4 クラウドおよびe 21まいスターの利用数が伸展したことによるものです。
- ④コンサルティング・サービス売上高は、前期比8.3%減となりました。これは、F X 4 クラウド等の利用数が伸展したことにより、クライアント・サーバー型システムに関わる立ち上げ支援料およびハードウェア保守料収入が減少したことによるものです。
- ⑤パソコン、サーバー等のハードウェア売上高は、前期比5.2%増となりました。これは、第1四半期から取り扱いを開始したWindows10搭載パソコンの販売数が増加したことによるものです。

(2) 地方公共団体事業部門の売上高の推移

- ①地方公共団体事業部門における売上高は10,997百万円（前期比11.5%増）、営業利益は1,636百万円（前期比0.7%増）の業績となりました。
- ②コンピューター・サービス売上高は、前期比0.7%増となりました。これは、「新世代T A S Kクラウド」の顧客団体数の伸展にともない、利用料が増加したことによるものです。
- ③ソフトウェア売上高は、前期比7.4%増となりました。これは、マイナンバー制度開始に伴う住基システムの改修および介護保険制度改革に対応したシステムの開発・提供に加えて、新世代T A S Kクラウドを利用する顧客団体数の増加によるものです。
- ④コンサルティング・サービス売上高は、前期比46.2%増となりました。これは、地方税電子申告審査サービスの審査サーバーの更改および同サービスの機能拡張に伴う導入支援に関する売上高が増加したことによるものです。
- ⑤パソコン、サーバー等のハードウェア売上高は、前期比78.4%増となりました。これは、マイナンバー制度の開始に伴い、顧客団体において情報セキュリティ体制の強化が求められたことにより、サーバーやネットワーク機器等の販売数が増加したことによるものです。

(3) 印刷事業部門（子会社：東京ラインプリント印刷株式会社）の売上高の推移

- ①印刷事業部門における売上高は2,804百万円（前期比8.8%増）、営業利益は250百万円（前期比155.3%増）の業績となりました。
- ②データプリントサービス関連商品の売上高は、前期比7.8%増となりました。これは、大手企業からのDM作成などの大口受注を獲得したことによるものです。
- ③ビジネスフォーム関連の売上高は、前期比5.9%減となりました。これは、ビジネス帳票の需要減退が続いていることに加え、前期にあった官公庁からの大口スポット受注が当期はなかったことによるものです。

2. 熊本地震への対応

今年4月、熊本県と大分県で相次いで発生した熊本地震により、当社のお客さまである会計事務所とその顧問先企業、あるいはアライアンスパートナーを通じて当社システムを利用される市町村が大きな被害を受けました。

当社においても営業所（熊本SCGサービスセンター）が被災しましたが、人的な被害はなく、現在では通常業務に復しています。

また、今回の地震発生に伴い、当社では被災したお客様の復旧・復興を支援するため、以下の支援活動を行いました。

- ①当社社員およびお客様の安否確認と被災状況の把握
- ②被災したTKC全国会会員への見舞金の支払い
- ③社員有志および当社から、義援金1,000万円を拠出
- ④被災したTKC全国会会員の業務再開を支援
- ⑤アライアンスパートナーへの支援の申し入れ
- ⑥被災により会計帳簿等を消失した企業に対する、会計帳簿等の無償再出力
- ⑦パソコン等の無償貸与
- ⑧平成28年4月分請求の一ヶ月繰り延べ

3. 会計事務所事業部門の事業内容と経営成績

会計事務所事業部門は、会社定款に定める事業目的（第2条第1項：「会計事務所の職域防衛と運命打開のため受託する計算センターの経営」）に基づき、お客様である税理士または公認会計士（以下、TKC会員）が組織するTKC全国会との密接な連携の下で事業を展開しています。

（注）TKC全国会については、『TKC全国会のすべて』またはTKCグループホームページ（<http://www.tkc.jp/>）をご覧ください。

（1）TKC全国会の活動について

①TKC全国会創設50周年（平成33年）に向けての政策課題と戦略目標

TKC全国会では、「TKC全国会創設50周年に向けての政策課題と戦略目標」を掲げ、TKC会員事務所数の拡大と顧問先企業数100万社を目指した戦略目標を設定するとともに、「中小企業の存続・発展の支援」に向けた積極的な取り組みを行っています。

その具体的な戦略目標は以下のとおりです。

- 1) TKC会員事務所数：1万超事務所
- 2) TKC会員事務所の税理士数：1万5,000人
- 3) K（継続MASシステムの徹底活用）・F（TKC自計化システムの普及）・S（税理士法第33条の2による「書面添付」の実践と「記帳適時性証明書」の決算書への積極的な添付と開示、「中小会計要領」の普及）：各50万社
- 4) 巡回監査士数：2万人
- 5) 企業防衛加入顧問先企業数：30万社

②TKC全国会の重点活動テーマ

TKC全国会では、統一行動テーマ「Chance, Change and Challenge 未来を拓く。TKC会計人の新成長戦略2021！」を掲げ、戦略目標を実現するためのロードマップを策定しました。このロードマップでは創設50周年までの期間を三つに分け、その第1ステージの期限となる平成28年12月末までの具体的な活動を以下のとおり定めています。

- 1)会計指導力を強化し、企業の存続発展に貢献しよう
- 2)書面添付を推進し、税理士業務の完璧な履行を目指そう
- 3)決算書の信頼性向上を図り、金融機関との連携を深めよう
- 4)会員数の拡大活動に参画し、組織の活性化を図ろう

こうしたTKC全国会の活動は、当社が提供するシステムやサービスの活用が前提となっています。当社ではその活動を支援し、中小企業の存続と発展に役立つコンピューター・サービス、ソフトウェアなどの開発・提供へ積極的に取り組んでいます。

（2）「TKC経営戦略2021」について

当社は、平成26年1月に「TKC経営戦略2021」を発表しました。これはTKC全国会の戦略目標達成を支援するため、当社が重点的に取り組む項目を「TKC会員事務所数1万超事務所」と「TKC自計化システム50万社」の二つとし、その具体的な施策をまとめたものです。

①「TKC会員事務所数1万超事務所」に向けた支援活動

TKC全国会では、平成29年9月末までにTKC会員事務所数を9,501以上とするための「プロジェクト9501」へ積極的に取り組んでおり、当社はその達成に向けてTKC全国会と緊密に連携して会員導入活動を行っています。

当第3四半期においては、TKC会員への紹介依頼活動により紹介を受けた未入会税理士や3月末までに開催し

たセミナーの参加者へ積極的な入会促進活動を展開しました。

また、6月1日からF Xシリーズへ新たに搭載した顧問先企業向けF i n T e c hサービス「銀行信販データ受信機能」の活用を提案する入会促進活動を行っています。

こうした活動の結果、TKCの会員数は平成28年6月30日現在で1万1,000名、事務所数は9,300事務所となりました。

②「TKC自計化システム50万社」に向けた支援活動

当社では、中小企業経営者によるタイムリーな経営状況の把握と経営計画の進捗状況の確認を支援する自計化システム（「F X 2」と「e 21まいスター」、以下F Xシリーズ）の普及促進に注力しています。F Xシリーズの利用社数は平成28年6月30日現在で約22万5,000社となりました。

1) TKC方式による自計化ステップアップ研修

当社では、TKC全国会が4月から6月にかけて開催した年度重要テーマ研修「マイナンバー・複数税率・クラウド会計・F i n T e c h～これらの変化に対応し、危機を突破する事務所経営とは」によりTKC方式による自計化の取り組みを開始したTKC会員事務所をフォローアップするため、「TKC方式による自計化ステップアップ研修会」を平成28年4月より全国56カ所で開催しています。

この研修会は「立ち上げ編」3講座と「活用編」3講座からなり、これによりTKC自計化システムのスムーズな活用を支援し、TKC全国会が目指す「事務所総合力」の強化へ貢献することを目的としています。

2) 顧問先企業向けF i n T e c hサービス

当社では、F Xシリーズの機能強化として6月1日からTKC会員の顧問先企業向けにF i n T e c hサービス「銀行信販データ受信機能」の提供を開始しました。これは全国97%の銀行（法人口座）や主要な信販会社から取引データを受信し、あらかじめ設定した仕訳ルールをもとに仕訳を簡単かつ正確に計上できるようにするものです。仕訳の約40%（当社調べ）を占める銀行取引に関わる経理事務の合理化を支援します。

当第3四半期においては、これを切り口として自計化推進を一気に進めるため、前述の「TKC方式による自計化ステップアップ研修会」で紹介するとともに、事務所主催の「銀行信販データ受信機能立ち上げ支援研修会」の開催を支援しました。

3) 金融機関向けF i n T e c hサービス

当社では、平成28年10月から金融機関向けF i n T e c hサービス、「TKCモニタリング情報サービス」の提供を開始します。これは、金融機関が「金融行政方針」（金融庁、平成27年9月公表）により「事業性評価」と「F i n T e c h」への対応が求められていることを踏まえ、この支援を通じてTKC会員の業務品質の高さを金融機関に訴求し、相互連携を深めることを目的としています。

当第3四半期においては、この取り組みに賛同した常陽銀行や西武信用金庫との連携に関する広報活動と積極的な広告活動へ取り組んだほか、全国で20の地域会とともに各地域の金融機関に対して当サービスの説明会を開催しました。この活動の結果、6月30日までに全国204の金融機関から当サービスに関する利用の意向を受けています。

※なお、このサービスによる金融機関へのデータ提供は、TKC会員の顧問先企業の依頼に基づき実施します。

③中堅企業に対する自計化推進活動（「F X 4 クラウド」の推進活動）

当社では、TKC会員の中堅優良顧問先企業の離脱防止と顧問先企業拡大の支援を目的として、年商5億～50億円規模の中堅企業向け統合型会計情報システム「F X 4 クラウド」を提供しています。

当第3四半期においては、顧問先向けF i n T e c hサービス「銀行信販データ受信機能」を切り口とした活動を促進しました。また、F X 4 クラウドを推進するTKC会員事務所への支援策として、ユーザー企業へ当機能の活用を促進するための研修会を実施しました。

こうした活動の結果、F X 4 クラウドの利用社数は平成28年6月30日現在で約8,300社となりました。

(3) 「TKC全国会7000プロジェクト」への支援活動

TKC全国会では、7,000件の「経営改善計画策定支援事業」を実施することを目標として平成26年4月に「TKC全国会7000プロジェクト」を設置し、認定支援機関であるTKC会員に対して当事業への積極的な参画を奨励してきました。この結果、これまでにTKC会員が実施した支援事業の利用件数は約5,300件（平成28年6月現在）と利用件数全体の約5割を占め、TKC全国会に対する中小企業庁や金融機関等からの高い評価につながっています。

当社ではその活動を支援するため、「TKC7000プロジェクト推進支援本部」を設置し、信用保証協会や金融機関との関係強化の支援に努めています。

(4) 「適時・正確な記帳に基づく信頼性の高い決算書の作成を支援する」ための活動

当社では、TKC会員が作成する決算書の信頼性を高め、顧問先企業の円滑な資金調達に貢献することを目的として「記帳適時性証明書」を発行しています。これは、過去データの遡及的な訂正・加除の会計処理を禁止している当社の「データセンター利用方式による財務会計処理」の特長を生かしたもので、TKC会員が毎月、顧問先企業に出向いて正しい会計記帳を指導（月次巡回監査）しながら、月次決算、確定決算ならびに電子申告に至るまでの全ての業務プロセスを適時に完了したことを株式会社TKCが第三者として証明するものです。

この記帳適時性証明書は、全国の金融機関からも高く評価され、三菱東京UFJ銀行の「極め」をはじめ商工組合中央金庫などにおいて、融資や金利優遇の判断にこれを用いる融資商品が提供されています。

(5) 中堅・大企業市場における顧問先企業拡大支援

上場企業を中心とする中堅・大企業市場においては、昨今の税制改正による法人税の法定実効税率の段階的な引き下げや、複雑化する税効果計算に対する解決策、社会保障・税番号制度、移転価格税制に係る文書化など、相次ぐ法・制度改革への対応が求められています。会計分野においても、IFRS（国際会計基準）の任意適用要件の緩和などで上場企業を中心に適用企業が増加しており、その動きはさらに顕著となっています。加えて、改正会社法（2015年5月施行）により、子会社の管理も含め企業グループにおける内部統制システムの強化が求められています。また、グループの成長戦略として海外展開を準備する企業が増える一方、すでに海外展開している企業では海外子会社の財務情報の適正性、正確性、迅速性が課題となるなど、海外子会社を含めたグループ業績管理体制の強化が必至となっています。

当社では、このような環境の変化を捉え、中堅・大企業向けに「TKC連結グループソリューション」（連結会計システム「eCA-DRIVER」、連結納税システム「eConsolitax」、税効果会計システム「eTaxEffect」、法人電子申告システム「ASP1000R」、統合型会計情報システム「FX5」、電子申告システム「e-TAXシリーズ」、固定資産管理システム「FAManager」、海外ビジネスモニター「OBMonitor」ほか）を積極的に推進し、平成28年6月30日現在で約2,500企業グループ（約1万6,500社）に利用されています。

当第3四半期においては、TKC全国会中堅・大企業支援研究会（平成28年6月30日現在の会員数は約1,200名）とTKC全国会海外展開支援研究会（平成28年6月30日現在の会員数は約350名）と連携して、税務コンプライアンスや国税関係書類のスキャナ保存制度をテーマとしたセミナーや移転価格税制に係る成功／失敗事例を紹介するセミナーを開催したほか、当社システムユーザーに対して、企業グループ全体の決算・申告に係る業務を網羅する当社システムの強みを生かしたクロスセールスを実施しました。

また、6月30日から「電子帳簿保存法第4条3項（スキャナ保存制度）」に対応した大企業向けクラウドサービス「TKC証憑ストレージサービス（TDS）」の提供を開始しました。さらに、報酬・不動産使用料等の支払先のマイナンバー管理に特化したクラウドサービス「e-TAX法定調書（報酬・不動産マイナンバーオプション）」（平成28年7月1日提供予定）の開発を進める一方で、早期予約キャンペーンを実施し、160社を超える企業から予約を受けました。

(6) 法律情報データベースの市場拡大

法律情報データベース「LEX/DBインターネット」は、明治8年の大審院判例から直近に公開された全ての法律分野にわたる27万3,000件超（平成28年6月30日現在）の判例等を収録しています。また、LEX/DBインターネットを中心とした総合法律情報データベース「TKCローライブラー」には89万1,000件超の文献情報、46の「専門誌等データベース」など、収録情報総数は232万件を超え、TKC会員事務所をはじめ大学・法科大学院、官公庁、法律事務所、特許事務所、企業法務部など、平成28年6月30日現在で約1万6,600超の機関に利用されています。

当第3四半期においては、TKCローライブラー基本サービスセット、交通事故関連やビジネス法務関連など実務に役立つコンテンツを軸とした販売促進へ取り組むとともに、登録5年未満の弁護士（組織内弁護士含む）を対象とした「法律事務所実務セミナー」を4テーマ、7回開催し好評を得ました。また、「最高裁判所判例解説」「NBL（New Business Law）」「資料版商事法務」と組み合わせた商品の促進活動により、弁護士や企業法務部等の実務家への販売強化を図っています。

アカデミック市場では、厳しい経営環境にある法科大学院に対してコストパフォーマンスの高い「TKC法科大学院教育支援システム・ロースクールパッケージ」の継続利用を提案し、現在68校で利用されています。また、同パッケージに含まれる学生の自学自習を支援するための演習システム（「基礎力確認テスト」「短答式過去問題演習トレーニング」「論文演習セミナー」）に加え、新たに「学習支援NAVII」「判例学習ドリル」を投入し、司法試験に向けた学習計画と進捗管理および必須の判例学習と演習が行える機能を提供したことにより利用者が拡大しています。

さらに「TKCローライブラー（海外版）」の代理店販売については、韓国や台湾、中国をはじめとするアジア諸国、ドイツ、イギリス、アメリカなど各国の裁判所や政府機関、大学、法律事務所等からの引き合いがあり、平成28年6月30日現在で60件超のライセンスが利用され、アジア諸国を中心に今後も利用拡大が見込まれています。

4. 地方公共団体事業部門の事業内容と経営成績

地方公共団体事業部門は、会社定款に定める事業目的（第2条第2項：「地方公共団体の行政効率向上のため受託する計算センターの経営」）に基づき、行政効率の向上による住民福祉の増進を支援することを目的として、専門特化した情報サービスを展開しています。

(1) 市区町村向けクラウドサービスの開発・提供

当社では、人口50万人程度までの市区町村を対象に「TKC行政クラウドサービス」を提供しています。これは、住民向けサービスおよび基幹系・庁内情報系の各種業務を支援する「TASKクラウドサービス」と、納税通知書な

どの大量一括出力処理を支援する「T A S K アウトソーシングサービス」により構成されています。

特に、T A S K クラウドサービスは、当社データセンターを運用拠点として全国の市区町村が共同で利用（単独利用・複数団体による共同利用のいずれも可）する単一のパッケージシステムであり、国が推進する「自治体クラウド」としても注目されています。このため、当社基幹系システムの利用団体（130団体）のうち、クラウド方式を採用しているのは「埼玉県町村情報システム共同化推進協議会」（18町村）や「いばらき自治体クラウド基幹業務運営協議会」（4市町）など84団体（平成28年6月30日現在）で、その割合は全体の約65%と全国平均よりも高くなっています。

また、T A S K クラウドサービスの後継として平成27年3月に提供を開始した「新世代T A S K クラウド（番号制度対応版）」は、マイナンバー制度へ対応するとともに、業務に不慣れな新任や臨時の職員でも迷わず正しい業務処理を可能とするなど大幅な機能強化を図りました。当第3四半期においては、平成29年7月からのマイナンバー制度における情報連携の開始に向けた対応準備を進め、これまでに累計33団体において新世代T A S K クラウドへの移行が完了しました。

（2）住民向けクラウドサービスの拡充

平成28年1月から交付が開始されたマイナンバーカードの普及に伴い、総務省が推進する「コンビニエンスストアにおける証明書等の交付」サービスの導入機運が高まっています。当社では、これを実現するシステムとして「T A S K クラウド証明書コンビニ交付システム」を提供しており、平成28年6月30日までに48団体（稼働済み27団体含む）に採用いただきました。

また、全国の市区町村を対象とした初のクラウドサービスとして多くの稼働実績を持つことから、政令指定都市を含め全国から引き合いが相次いでおり、当第3四半期においては新たに12団体から受注しました。

（3）地方税の電子申告への対応

当社では、一般社団法人地方税電子化協議会の認定委託先事業者として、同会が運営する「地方税電子申告審査サービス」と「電子納税サービス」をクラウド方式で提供するとともに、各団体が運用する税務システムとの「データ連携サービス」を独自に開発・提供しています。本サービスの推進にあたっては、アライアンスパートナー契約を結ぶ全国40社超のシステム・ベンダーとともに提案活動を展開しており、現在、T A S K クラウド地方税電子申告支援サービスは、全都道府県・市区町村の約4割にあたる712団体（平成28年6月30日現在）に利用されています。

また、税務業務の効率化とコスト削減に加え、最近では紙媒体に起因する情報漏えいの防止策としても「T A S K クラウド課税資料イメージ管理サービス」に対する注目度が高まっており、平成28年6月30日現在で51団体に利用されています。

（4）地方公会計の統一的な基準への対応

「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」（総務大臣通知平成27年1月23日公表）を受け、市区町村では原則、平成29年度までに「複式簿記の導入」「固定資産台帳の整備」を前提とした統一基準による財務書類等を作成することが求められています。当第3四半期においては、引き続き「T A S K クラウド公会計システム」とその関連システムである「T A S K クラウド固定資産管理システム」の新基準への対応を進めました。

また、平成28年4月1日から奈良県香芝市および栃木県益子町において、全国に先駆けてT A S K クラウド公会計システムが本稼働しました。これら導入実績に加え、当社独自のリアルタイム仕訳（日々仕訳）の機能が注目されたことで同システムへの引き合いが相次ぎ、平成27年10月以降新たに24団体から受注しました。これに伴い、T A S K クラウド公会計システムは平成28年6月30日現在で約150団体に採用されています。

（5）その他、法律および制度改革等への対応

マイナンバー制度の開始に伴い、関連するシステムの機能追加を図りました。また、「個人番号を適切に管理するために必要な措置（安全管理措置）」に欠かせない情報セキュリティ対策ソリューションについて積極的な提案活動を行いました。

さらに、平成29年7月から始まる情報連携を見据え、関連システムおよび各種機能の強化拡充策について調査・分析を進めました。

5. 印刷事業部門の事業内容と経営成績

当社グループの印刷事業部門は、ビジネスフォームの印刷およびデータプリントサービス事業を軸に製造・販売を展開しています。

ビジネスフォーム印刷分野では、全体的にビジネス帳票の売上高が減少傾向にあるものの、当第3四半期においては大手顧客からの帳票受注を獲得し小幅な減少で推移しています。

また、データプリントサービス分野では、官公庁等の入札物件、参議院選挙関連、民間のDM、BPO物件など大口受注があり、当第3四半期の印刷事業全体の売上高は、前期比9.0%増となりました。

II. 財政状態

当第3四半期連結会計期間末における資産・負債及び純資産の状況は次のとおりです。

1. 資産の部について

当第3四半期連結会計期間末における総資産は、77,434百万円となり、前連結会計年度末76,836百万円と比較して597百万円増加しました。

(1) 流動資産

当第3四半期連結会計期間末における流動資産は、28,343百万円となり、前連結会計年度末31,666百万円と比較して3,323百万円減少しました。

その主な理由は、「現金及び預金」が2,586百万円減少したことなどによるものです。

(2) 固定資産

当第3四半期連結会計期間末における固定資産は、49,090百万円となり、前連結会計年度末45,169百万円と比較して、3,920百万円増加しました。

その主な理由は、「投資有価証券」が3,285百万円および「建物及び構築物」が1,054百万円増加したことなどによるものです。

2. 負債の部について

(1) 流動負債

当第3四半期連結会計期間末における流動負債は、10,319百万円となり、前連結会計年度末11,749百万円と比較して、1,430百万円減少しました。

その主な理由は、「その他」に含まれている「前受金」が620百万円増加したものの、「賞与引当金」が1,237百万円および「買掛金」が825百万円減少したことなどによるものです。

(2) 固定負債

当第3四半期連結会計期間末における固定負債は、2,581百万円となり、前連結会計年度末2,456百万円と比較して、124百万円増加しました。

その主な理由は、「退職給付に係る負債」が130百万円増加したことなどによるものです。

3. 純資産の部について

当第3四半期連結会計期間末における純資産合計は、64,533百万円となり、前連結会計年度末62,630百万円と比較して1,903百万円増加しました。

その主な理由は、「その他有価証券評価差額金」が1,088万円減少したものの、「利益剰余金」が2,888百万円増加したことなどによるものです。

なお、当第3四半期連結会計期間末における自己資本比率は、81.3%となり、前連結会計年度末79.6%と比較して1.7ポイント増加しました。

III 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

IV 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間における当社グループの研究開発費の総額は72百万円であります。

また、当第3四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	60,000,000
計	60,000,000

② 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数（株） (平成28年6月30日)	提出日現在発行数（株） (平成28年8月12日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	26,731,033	26,731,033	東京証券取引所市場第一部	単元株式数100株
計	26,731,033	26,731,033	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減額 (株)	発行済株式総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高 (百万円)
平成28年4月1日～ 平成28年6月30日	—	26,731,033	—	5,700	—	5,409

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成28年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

①【発行済株式】

平成28年3月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 183,300	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 26,507,100	265,071	—
単元未満株式	普通株式 40,633	—	—
発行済株式総数	26,731,033	—	—
総株主の議決権	—	265,071	—

(注) 「完全議決権株式（その他）」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が600株（議決権の数6個）含まれております。

②【自己株式等】

平成28年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
株式会社T K C	栃木県宇都宮市鶴田町1758番地	177,800	—	177,800	0.67
株式会社T K C出版	東京都千代田区九段南4丁目8番8号	5,500	—	5,500	0.02
計	—	183,300	—	183,300	0.69

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成28年4月1日から平成28年6月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成27年10月1日から平成28年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年9月30日)	当第3四半期連結会計期間 (平成28年6月30日)
資産の部		
流动資産		
現金及び預金	21,919	19,332
受取手形及び売掛金	6,411	6,317
たな卸資産	637	526
その他	2,733	2,202
貸倒引当金	△34	△35
流动資産合計	31,666	28,343
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	5,561	6,616
土地	6,346	6,502
その他（純額）	2,587	1,696
有形固定資産合計	14,495	14,815
無形固定資産	3,365	3,589
投資その他の資産		
投資有価証券	13,326	16,611
長期預金	9,400	8,500
差入保証金	1,453	1,314
その他	3,129	4,259
投資その他の資産合計	27,308	30,686
固定資産合計	45,169	49,090
資産合計	76,836	77,434
負債の部		
流动負債		
買掛金	2,540	1,715
短期借入金	131	111
未払金	4,521	3,694
未払法人税等	1,243	1,174
賞与引当金	2,450	1,213
その他	862	2,410
流动負債合計	11,749	10,319
固定負債		
长期借入金	366	313
退職給付に係る負債	818	948
その他	1,271	1,319
固定負債合計	2,456	2,581
負債合計	14,206	12,900

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年9月30日)	当第3四半期連結会計期間 (平成28年6月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,700	5,700
資本剰余金	5,419	5,419
利益剰余金	49,906	52,795
自己株式	△349	△350
株主資本合計	60,676	63,564
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	508	△580
その他の包括利益累計額合計	508	△580
新株予約権	127	176
非支配株主持分	1,317	1,373
純資産合計	62,630	64,533
負債純資産合計	76,836	77,434

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成26年10月1日 至 平成27年6月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成27年10月1日 至 平成28年6月30日)
売上高	41,194	43,702
売上原価	14,088	14,952
売上総利益	27,106	28,750
販売費及び一般管理費	20,409	21,052
営業利益	6,696	7,698
営業外収益		
受取利息	21	29
受取配当金	96	105
保険配当金	16	17
受取地代家賃	28	28
持分法による投資利益	7	-
その他	17	16
営業外収益合計	187	198
営業外費用		
支払利息	3	4
為替差損	0	-
持分法による投資損失	-	38
その他	0	0
営業外費用合計	3	42
経常利益	6,880	7,853
特別利益		
固定資産売却益	-	10
補助金収入	10	-
特別利益合計	10	10
特別損失		
固定資産売却損	-	0
固定資産除却損	69	25
特別損失合計	69	25
税金等調整前四半期純利益	6,821	7,838
法人税、住民税及び事業税	1,620	2,332
法人税等調整額	1,220	476
法人税等合計	2,840	2,808
四半期純利益	3,980	5,029
非支配株主に帰属する四半期純利益	24	70
親会社株主に帰属する四半期純利益	3,955	4,959

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成26年10月1日 至 平成27年6月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成27年10月1日 至 平成28年6月30日)
四半期純利益	3,980	5,029
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	950	△1,094
持分法適用会社に対する持分相当額	0	△0
その他の包括利益合計	951	△1,095
四半期包括利益	4,932	3,934
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	4,902	3,870
非支配株主に係る四半期包括利益	29	64

【注記事項】

(会計方針の変更)

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という）および「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という）等を、第1四半期連結会計期間から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しました。

また、第1四半期連結会計期間の期首以後に実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する四半期連結会計期間の四半期連結財務諸表に反映させる方法に変更します。加えて、四半期純利益等の表示の変更および少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っています。当該表示の変更を反映させるため、前第3四半期連結累計期間および前連結会計年度については、四半期連結財務諸表および連結財務諸表の組み替えを行っています。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)および事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取り扱いに従っており、第1四半期連結会計期間の期首時点から将来にわたって適用しています。

なお、当第3四半期連結累計期間において、四半期連結財務諸表に与える影響額はありません。

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税制の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当第3四半期連結会計期間に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備および構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しています。

なお、この変更が四半期連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

(追加情報)

(法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正)

平成28年3月31日に「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が公布され、平成28年10月1日以降開始する連結会計年度より法人税率等が変更されることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用される法定実効税率は、一時差異等に係る解消時期に応じて以下のとおりとなります。

平成28年9月30日まで 32.8%

平成28年10月1日から平成30年9月30日まで 30.7%

平成30年10月1日以降 30.5%

この税率の変更により、当第3四半期連結会計期間末における一時差異等を基礎として再計算した結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債を控除した金額）が188百万円およびその他有価証券評価差額金が13百万円それぞれ減少し、法人税等調整額が174百万円増加しています。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成26年10月1日 至 平成27年6月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成27年10月1日 至 平成28年6月30日)
減価償却費	1,654百万円	1,889百万円

(株主資本等関係)

I 前第3四半期連結累計期間（自 平成26年10月1日 至 平成27年6月30日）
配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年12月19日 定時株主総会	普通株式	583	22	平成26年9月30日	平成26年12月22日	利益剰余金
平成27年5月12日 取締役会	普通株式	875	33	平成27年3月31日	平成27年6月15日	利益剰余金

II 当第3四半期連結累計期間（自 平成27年10月1日 至 平成28年6月30日）
配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成27年12月22日 定時株主総会	普通株式	1,009	38	平成27年9月30日	平成27年12月24日	利益剰余金
平成28年5月13日 取締役会	普通株式	1,062	40	平成28年3月31日	平成28年6月13日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第3四半期連結累計期間（自 平成26年10月1日 至 平成27年6月30日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				調整額 (注) 1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2
	会計事務所 事業	地方公共団 体事業	印刷事業	合計		
売上高						
(1) 外部顧客への売上高	28,753	9,863	2,578	41,194	—	41,194
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	6	0	1,516	1,523	△1,523	—
計	28,759	9,864	4,094	42,718	△1,523	41,194
セグメント利益	4,965	1,624	97	6,688	8	6,696

(注) 1. セグメント利益の調整額8百万円は、セグメント間取引消去額及び棚卸資産の調整額等であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

II 当第3四半期連結累計期間（自 平成27年10月1日 至 平成28年6月30日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				調整額 (注) 1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 2
	会計事務所 事業	地方公共団 体事業	印刷事業	合計		
売上高						
(1) 外部顧客への売上高	29,900	10,997	2,804	43,702	—	43,702
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	3	0	1,494	1,498	△1,498	—
計	29,903	10,997	4,299	45,200	△1,498	43,702
セグメント利益	5,807	1,636	250	7,694	3	7,698

(注) 1. セグメント利益の調整額3百万円は、セグメント間取引消去額及び棚卸資産の調整額等であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成26年10月1日 至 平成27年6月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成27年10月1日 至 平成28年6月30日)
(1) 1 株当たり四半期純利益金額	149円10銭	186円78銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額 (百万円)	3,955	4,959
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益金額 (百万円)	3,955	4,959
普通株式の期中平均株式数 (千株)	26,530	26,551
(2) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額	148円56銭	185円98銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額 (百万円)	—	—
普通株式増加数 (千株)	96	113
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかつた潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があつたものの概要	—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

平成28年5月13日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

- (イ) 中間配当による配当金の総額 1,062百万円
- (ロ) 1 株当たりの金額 40円00銭
- (ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日 平成28年6月13日

(注) 平成28年3月31日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行っております。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年8月12日

株式会社T K C

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 毛利 篤雄 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 野田 裕一 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社T K Cの平成27年10月1日から平成28年9月30日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成28年4月1日から平成28年6月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成27年10月1日から平成28年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社T K C及び連結子会社の平成28年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2 XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれておりません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年8月12日
【会社名】	株式会社TKC
【英訳名】	TKC Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 角一幸
【最高財務責任者の役職氏名】	代表取締役 副社長執行役員 経営管理本部長 岩田仁
【本店の所在の場所】	栃木県宇都宮市鶴田町1758番地
【縦覧に供する場所】	株式会社TKC東京本社 (東京都新宿区揚場町2番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長角一幸及び当社最高財務責任者岩田仁は、当社の第50期第3四半期（自平成28年4月1日 至平成28年6月30日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。